

映像アクセシビリティ法の導入状況

障害者への通信と映像のアクセシビリティに関する対応を拡大する「21世紀の通信と映像アクセシビリティ法」(Twenty-First Century Communications and Video Accessibility Act of 2010)は、2010年10月に立法化されている。これより、現在の字幕放送の義務化がテレビ放送だけでなく、インターネットで配信されるビデオにも広がるなど、障害者のアクセシビリティの対象にニューメディアが加わる。この法律の概要は2011年2月号(52頁)で書いており、今回はその導入状況を報告する。

字幕規制をネット上のビデオにも拡大

この法律に沿った規制作りはFCC(Federal Communications Commission: 米国連邦通信委員会)の管轄である。FCCは字幕規制をインターネット上のビデオにも拡大する規制から着手し、その諮問機関のThe Video Programming Accessibility Advisory Committee (VPAAC)を設立した。2011年7月に、VPAACがその報告をFCCに提出し、この中で、インターネットビデオへの字幕規制を3段階に分け、6カ月間隔で導入することを勧告している。3段階は以下の通りである。

- ・第1段階: インターネット向けに編集をしていない既存の番組
- ・第2段階: 生、あるいは生に近い中継番組
- ・第3段階: インターネット向けに再編集された番組

21世紀の通信と映像アクセシビリティ法は、FCCに対し、勧告から6カ月以内に規則を実施するよう求めている。規則は2012年1月から始まり、準備への期間は6カ月となっているので、第1段階が義務化されるのは2012年7月となる。FCCは9月28日に規則制定案の事前通知を行っており、それに

対するコメントを受け付ける期限は10月18日で、FCCは28日まで全コメントへの返答を行う予定になっている。TV番組にはすでに字幕規制があり、Hulu、YouTubeでは字幕のサポートをすでに始めており、第1段階の導入には大きな問題はないと思われる。

番組の場面説明を規則化

FCCは、番組の場面説明を付けることに対する規則化も進めている。これは、視覚障害者に対してもTV番組のアクセシビリティを広げるもので、TVが見えなくても、TVを楽しめるように副音声を使い場面説明を提供する。FCCは2000年にこれを規則化したのが、TVネットワークが反対し、FCCにこの規則を制定する権限がないと法廷に訴え、規則は無効になっていた。21世紀の通信と映像アクセシビリティ法により、この規則を実施する権限を得たFCCは、2011年8月に映像

説明規則を復活させた。

規則は2012年10月から実行され、2012年7月より4大地上波ネットワーク(ABC、CBS、Fox、NBC)、それに5つの主要な多チャンネルネットワーク(USA、Disney、TNT、Nickelodeon、TBS)は、3カ月間で最低50時間のプライムタイムの番組、あるいは子供番組に場面説明を付けることが義務化される。そして、トップ25地域の4大ネットワーク系地上波放送局、それに5万世帯以上の加入者を持つ多チャンネル事業者は、これら場面説明を放送することが義務化される。また、これら以外の地上波局、多チャンネル事業者でも、場面説明を放送する機能を持つ場合、画面説明をそのまま流す必要がある。しかし、副音声ですでに他言語の放送に使われている場合は、他言語を優先することができる。FCCは、この例外措置は後日、再検討をすると発表している。

視覚障害者でもビデオデバイスの操作を行えるようにするための規則も、この法律の範囲であり、ハードウェアだけでなく、ナビゲーションにも障害者に対するアクセシビリティを拡大することになる。これに対する調査は進められているが、規則化はまだである。

The Compass ニュース

NSIリサーチは、アメリカのデジタル放送とインターネットTVの動向を伝えるマンスリーレポートのThe Compassを出版しています。The Compassのサンプル購読がご希望であれば、compass@nsirinc.comに会社名、氏名を含めたEメールをお送り下さい。

